

参考資料

北立誠 PTA 役員選出等決め事について

選出・運営等、北立誠小学校 PTA 規約に基づくものとする。
規約に掲載されていない部分について細則的なものとして次の通り定める。
ただし、内容について役員会で決議・承認された場合は変更できるものとする。

体制と会議について

1. 本部

- ① 本部役員とは、四役(会長・副会長・書記・会計)と顧問
- ② 本部役員会出席者とは、四役(会長・副会長・書記・会計)と顧問
- ③ 役員会開催について
1回／月 を基本とする。その他会長・顧問が必要と認めた場合。
年度初めの会議には新旧役員及び専門部部長がそろって出席し、引継ぎ等を行う。

2. 委員

- ① 委員とは、学級委員のことをいう
- ② 委員総会出席者とは、本部役員と専門部役員と学級委員と顧問
- ③ 委員総会開催について
2回／年(5月頃と10月頃)その他会長・顧問が必要と認めた場合。

3. 専門部

- ① 専門部員とは、本部役員以外の全 PTA 会員とする。
(4月に希望を聞き、希望に沿った部へ所属出来る様に努力する。また著しく偏った場合は状況に応じ本部でフォローする。)
- ② 専門部会出席者とは、専門部役員と専門部委員 必要に応じて本部役員副会長
- ③ 専門部会開催について
部長・副部長が必要と認めた場合。

4. PTA

- ① PTA 会員とは、北立誠小学校児童の全保護者と学校側関係者(教師・事務担当)
- ② 総会出席者とは、全 PTA 会員。
- ③ 総会開催について
1回／年 (4月) その他会長・顧問が必要と認めたとき。

選出について

1. 本部役員四役

本部役員の選出手続きは本部役員からなる“選出管理委員会”にて行う。
役員選出は立候補を優先。無い場合は再募集から選出する。
最終的に立候補、募集で見つからない場合には、選出管理委員会から会員へ協力を要請する。

2. 専門部役員(部長、副部長)

各専門部役員の選出手続きは前年度の専門部会にて行う。
部長から決定する。
役員選出は立候補を優先し、無い場合は抽選にて選出する。

3. 学級委員

学級委員は4月の新学級編成後に選出する。
委員選出は6年生から順に決定する。但し、1年生は入学式の際に決定する。
委員選出は立候補を優先する。但し、兄弟姉妹がいる場合、上位学年で選出された際は立候補を無効とする。
立候補が無いまたは立候補者が1名の場合は、学級ごとに対象者の協議等により選出する。

選出要件について

(免除規定) 役員の免除について以下のように定める。

1. 本部役員は本部役員・専門部役員・学級委員選出に関し、全ての兄弟姉妹につき永年免除とする。
2. 専門部部長は専門部役員・学級委員選出に関し、全ての兄弟姉妹につき10年免除とする。
3. 専門部副部長は専門部役員・学級委員選出に関し、全ての兄弟姉妹につき3年免除とする。
4. 専門部補欠は、学級委員選出に際し、その年度のみ免除対象とする。
5. 専門部役員は児童一人につき原則1回とする。
6. 学級委員は、児童一人につき原則1回とする。なお、兄弟姉妹がいる場合は連続して学級委員にならないように1年免除とする。
7. 学級委員選出の際、被選挙人が各クラス2名未満(1クラスの場合は3名未満)の場合は、免除を解除し、そのクラスを全員選出対象とする。
8. 個人的理由により本部役員・専門部役員および学級委員の候補者から除外申出が提出された時の対応と措置は、本部役員・専門部役員については前年度の本部役員・専門部役員、学級委員については本部役員と学級担任の判断に一任する。

任期について

1. 役員ならびに委員の任期は1年間とする。
2. 本部役員四役については PTA 本部運営を円滑に行う為に2年間任務に就くことが望ましい。病気・転勤等で任期を遂行できない場合は役員会にて承認を得る。また、役員全体が同時に交替せず、1年で半数以内の入れ替えになるように努力する。
3. その他
全ての役員・委員は、自薦他薦を問わず、再任を妨げない。
欠員が生じた場合は速やかに代替りの役員・委員を選出する。

その他の留意事項

1. 本部役員四役
PTA 会長選出は、できる限り本部役員経験者から選出する。
2. 専門部役員
 - ① P 連派遣(理事)等関係機関への出向についての取り決め
出向者は、役員で対応する。ただし、副部長が出る場合でも部長扱いしない。
役職外の者が代行する場合は、PTA 役員会で承認を得る。その場合の免除は副部長扱いとする。
 - ② 次年度役員は4月1日までに選出する。
3. 兼務
役員ならびに委員の同一人物による兼務を原則として認めない。

平成18年 3月 15日 制定	平成18年 4月 1日 施行
平成20年 4月 1日 改定	平成24年 4月 1日 改定
平成25年 4月 1日 改定	平成26年 4月25日 改定
平成27年 2月 2日 改定	平成28年 4月 1日 改定
平成29年 4月 1日 改定	平成30年 4月 1日 改定
令和 3年 4月28日 改定	

北立誠小学校PTAの手引き

1. PTAについて

《PTAとは？》

PTAとは、学校に通う子どもたちの保護者と教職員とが、子どもたちの健やかな成長と幸せのために、ともに話し合い、学び合って、活動するところです。北立誠小学校PTAの会員は、北立誠小学校に通うすべての子どもの保護者(一世帯一会員扱い)と、北立誠小学校に在籍するすべての教職員です。



《PTAはどんな活動をするのでしょうか？》

- ① 子どもたちの学校・地域・家庭での生活(教育環境)が、より豊かなものになるために活動します。
- ② そのために必要な研修・学習をします。
- ③ その他、PTAの目的である、子どもたちの幸せで豊かな成長のためには、何が必要か皆で考え合って活動しています。

そして、北立誠小学校PTAと同じ願いを持つ他の団体や機関と協力しています。

2. PTAの組織について

《総会》



総会は、会員が集まって、PTAの活動や会計のことなどについて、皆で話し合って決めるところです。総会がPTAの中で一番力を持っている会議です。PTAの活動や運営について決めていくのは“会員”です。会員一人一人が意見を出し合って決めていくのです。ですから会員は、PTAについて色々なことを決める総会に出席して、自分の質問・意見・要望などを発言しましょう。そして、出された意見に対しては皆で話し合っていきましょう。総会が会員の活発な話し合いの場になるのが理想です。出席してよかった、発言してよかったと思えるような総会にしていきましょう。

総会は、年1回、年度初めに開かれます。(令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の為に書面総会を初めて行いました。)総会では、その年の活動計画や予算が話し合いの中心になります。また、会則の改正を行う時は総会で話し合い、会員の承認が必要です。この年度始めの総会の他に、臨時総会が開かれることもあります。臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開かれます。

《委員総会》

委員総会は、各クラスから選ばれた学級委員と本部役員が出席して話し合う場です。委員総会は、年2回、5月頃と10月頃に開かれます。委員総会では、活動の報告がされ、その報告について話し合い、次の年へその反省がいかせるように検討します。

《PTA本部役員会》

本部役員会は、総会で決められたことに従って、PTAの活動を具体的に運営するところです。総会で決まった活動計画や予算にしたがって、一年間の活動・運営について各委員会の意見をまとめながら、話し合いを進め、それを形あるものにしていきます。本部役員会に出席するのは、本部四役(会長・副会長・書記・会計)および顧問(校長)です。専門部部長及び副部長は必要に応じて出席します。

本部役員会は、ほぼ月1回開かれます。本部役員会で提案されたことは各専門部に持ち帰って話し合われます。各専門部の話し合いの結果は、本部役員会に報告され、その場でまた話し合われます。本部役員会は、常に会員は何を望んでいるのか、どんなことを考えているのかを幅広くキャッチして、会員の声に答える形で話し合いを進めていきます。

3. 学級委員会について

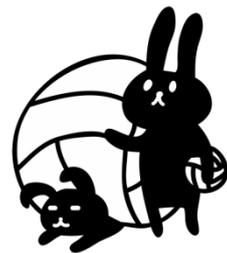
各クラス2人(1学年1学級の場合は3人)の学級委員を選びます。この学級委員と担任の先生とで、学級委員会を構成します。学級委員会では学級懇親会を開催などさまざまな学級活動を企画します。

4. 専門部の活動について

北立誠小学校PTAでは全会員がいずれかの専門部に属することになっています。子どもたちが安心して通学できるように地域の人たちと交流を深めたり、地区を巡回したり、PTA会員の研修・親睦をはかる活動・広報活動などを行っています。

《保健体育部》

保健体育部はPTA会員の親睦をはかる球技大会を開催しています。また橋北地区の3つの小学校(N北立誠小・S南立誠小・W西が丘小)間の親睦をはかるスワン(SWN)大会も毎年開催しています。



《広報部》

広報部は、PTAの広報に関する活動を行います。主な仕事は、PTA広報紙(ゆりかもめ)の発行です。また、専門部活動の報告、各委員会活動のお知らせなども行ったりします。

《研修部》

研修部は、子どもたちの幸せな成長のために何が必要かを学習する活動を行います。子どもたちの心の問題・健康・食事・環境、学習のテーマはさまざまです。またPTA会員の親睦を深めるため、フラワーアレンジメントなどの教室も開いています。

《交通安全部》

交通安全部の仕事は、子どもたちの交通安全の意識を高めるとともに安全・安心な通学路を確保することです。毎年交通安全教室を開いています。通学路を見回り、ストップマークを貼り直したり全PTA会員にご協力いただいている交通安全当番(旗当番)表を作成し、旗当番が円滑になる活動を行っています。



《生活指導部》

生活指導部は、学校の外での子どもたちの生活について考え、子どもたちを指導する活動を行います。子どもたちが健やかに成長するために、十分な環境になっているか点検し、必要があれば、環境を整えるための活動をしています。ときには、下校途中で寄り道している子どもやゲームセンターなどで遅くまで遊んでいる子どもに注意を与えたりします。

《地域交流部》

地域交流部は、地域の方々とPTAをつなぐ架け橋となっています。津まつりの伝統行事である「こどもみこし」や、「地区運動会」に子どもたちが楽しく参加出来るよう、お手伝いをしています。また、夏休みにラジオ体操を行っています。

5. 本部役員について

本部役員はPTA全般に関わる仕事をします。役員の構成は、会長1名、副会長若干名、書記若干名（保護者・教職員から若干名）、会計若干名（保護者・教職員から若干名）です。本部役員は総会で決められたことに基づいて、PTA活動がスムーズに行えるようにします。

(1) 会長

会長はPTAの代表です。具体的な仕事としては総会や役員会を開きます。役員会では会員に提案する資料の作成、会員に配布する案内文・資料の確認をします。またPTAのお金の出入りも確認します。PTAの代表として学校行事や対外的な行事に出席します。

(2) 副会長

主に会長の仕事を補佐します。また会長が不在の時は会長の代理を務めます。会長と共に、あるいは代理として学校行事や対外的な行事へも出席します。専門部と連携し、必要とあれば部会に出席し、役員会で報告します。

(3) 会計

会計はPTAのすべての収入・支出を記録し管理し、予算書・決算書を作ります。また、会計について監査を受けます。

(4) 書記

会議で使う事項書・議事録を作り、保管します。(PTA総会、役員会、委員総会等)

(5) 会計監査(会計監査は本部役員ではありません)

PTAの会計監査を行います。PTAに関わるお金の出し入れが適正に行われているかをチェックし、監査の結果を会員に報告します。

(6) 顧問

北立誠小PTAでは校長先生が顧問として本部役員会に参加してくれています。学校側の行事予定の連絡のほか、学校行事への協力要請、学校環境についての説明をしてくれます。またPTAからの要望を聞いてくれる窓口となっております。

6. 会計について

PTA活動は会員一人一人が納めた会費で行われています。活動を円滑にするために使われるものですので、例えば、学級費で子どもたちに鉛筆やノートを買って贈るといったような会費の使い方はしません。子どもたちの未来ある成長のために、間接的に子どもたちへ還元するものです。学校へ物を寄附するという使い方もいたしません。

PTA活動を通じて、父母と先生が信頼を深める、あるいは、地域全体で子どもたちを育てるといった「地域づくり」をする形で、PTAの会費は使われます。そのための学習会や懇談会といったような活動に使わせていただいています。

7. しとも祭

毎年11月にPTA主催で開催しているお祭りです。子どもたちと一緒に楽しめるお祭りを目指して校舎内も使い色々なイベントを開催したり体育館ではフリーマーケットを行っています。また、おにぎりやからあげ、シュークリームなどを専門部が担当となり、販売しています。また学年ごとに子どもたちが楽しんで学べるようなイベントは学級委員が企画・運営し、毎年子どもたちの笑顔が一番見る事の出来るお祭りになっています。

8. SOSの家・SOSの店・北立誠助愛会(北立誠サポーター)

SOSの家・お店は子どもたちが通学途中で困った時にいつでも飛びこんで助けを求められる場所です。PTA役員が一軒一軒協力をお願いします。

北立誠助愛会(たすけあいかい)は自治会の方が「子どもは地区の宝」の思いから立ち上げてくださった北立誠サポーターを起源とするボランティアの組織です。毎朝子どもたちが元気にあいさつ出来るように通学路に立ってくださっています。

9. 他団体との連携

北立誠小学校は津市PTA連合会(津P連)の会員です。津P連では各PTA(単P)の活動を応援するため単P間の情報交換と研修の場を提供しています。また、単Pではできない大規模な行事(夏のたて干しや12月の青少年文化芸術祭など)を開催しています。本部役員は津P連の会議に出席し、P連の行事の運営などに協力しています。また橋北地区の単Pとは密に連絡をとり情報交換を行っています。

それぞれの専門部もP連の会議に出席したり、関係する他団体と常に連絡をとったりしながら活動しています。例えば交通安全部や生活指導部は交通安全父母の会、警察などと連携しています。



10. 保険について

北立誠小学校PTA全会員は三重県PTA連合会安全互助会に加盟しています。PTA活動中のケガなどに対しては見舞金として医療費の補助を受けられます。また第三者に対して損害を与えた場合は賠償給付金を受けられます。

11. 最後に…

PTAは、保護者と教職員とが子どもたちの健やかな成長と幸せのために、ともに話し合い、学び合える場所です。その活動は、子どもを思う親同士が支え合い、子どもと触れ合う教職員の方との連携を強める事が最大の目的となります。活動に興味のなかった方は一度参加してみてください。子どもたちの新たな一面が見えたり、さまざまな発見もあるのではないのでしょうか。

北立誠小学校 PTA 組織図

